

海外渡航されていた方へ

本校では、入学前期間中に海外へ渡航した学生に対し、帰国後14日間は朝夕の検温と症状観察を要請しています。

新入生の皆様におかれましても、海外から帰国された方は、下記のとおりご対応をお願いいたします。

### 記

1. 感染症を発症した場合に備え、旅行行程表や飛行機便情報を記録しておいてください。
2. 帰国後14日間は、別紙『健康観察記録票』にて健康状態を確認してください。

症状（37.5度以上の発熱、咳、著しい倦怠感、風邪症状）

《症状が無い場合》

学校への登校は制限されませんが、経過観察を継続してください。

《症状が有る場合》

学校への登校はできません。

厚生労働省の基準に従い『帰国者・接触者相談センター』ならびに学校事務局に連絡してください。

3. ただし、感染症危険情報が発出されている地域及び『水際対策強化に係る新たな措置（3月18、23日付）』に指定されている地域から帰国した場合は、次のとおり対応してください。

●3月20日（金）以前（日本時間）に現地を出発した方

感染症危険情報	対 応
レベル1	14日間の健康観察（2.のとおり）
レベル2	14日間の健康観察 ・ <b>不要不急の登校の自粛</b> ・ 症状について1つでも出現したら学校へ登校しない。
レベル3・レベル4	<b>14日間の登校を制限</b> ・健康観察 ・ 症状出現時は検疫や厚生労働省の指示の通り行動する。 ・ 症状出現時は学校事務局に報告する。 ・ 帰国後自宅待機などの行動制限を指示された場合は学校事務局に報告する。

※感染症危険情報は、帰国時点の情報を適用してください。（参照：[外務省海外安全ホームページ](#)）

●3月21日(土) 午前0時(日本時間)以降に現地を出発した方

感染症危険情報	対 応
レベル1	14日間の健康観察(2.のとおり)
レベル2	14日間の健康観察 ・ <b>不要不急の登校の自粛</b> ・ 症状について1つでも出現したら学校へ登校しない。
レベル3・レベル4	<b>14日間の入構を制限</b> ・健康観察 ・ 症状出現時は検疫や厚生労働省の指示の通り行動する。 ・ 症状出現時は担任教員や学校事務局に報告する。 ・ 帰国後自宅待機などの行動制限を指示された場合は学校事務局に報告する。

**※1) の地域から帰国した場合は、健康状態に異常がない方も含め、帰国後14日間の指定場所での待機が要請されています。**

1) 水際対策強化にかかわる新たな措置指定地域(レベル2・3と重複) [2020年3月27日現在]				
韓国	中国	アイスランド	アイルランド	アンドラ
イタリア	イギリス	エストニア	オーストリア	オランダ
キプロス	ギリシャ	クロアチア	サンマリノ	スイス
スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	チェコ
デンマーク	ドイツ	ノルウェー	バチカン	ハンガリー
フィンランド	フランス	ブルガリア	ベルギー	ポーランド
ポルトガル	マルタ	モナコ	ラトビア	リトアニア
リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク	イラン	エジプト
アメリカ *1	インドネシア *2	シンガポール *2	タイ *2	フィリピン *2
ブルネイ *2	ベトナム *2	マレーシア *2	イスラエル *2	カタール *2
バーレーン *2	コンゴ共和国 *2			
2) 感染症危険情報(上記1)以外 [2020年3月26日現在]				
レベル2	全世界			

\*1: 3月26日(木) 午前0時(日本時間)以降に現地を出発したものから適用

\*2: 3月28日(土) 午前0時(日本時間)以降に現地を出発したものから適用

※最新情報については(外務省 海外安全ホームページ)をご確認ください。

感染症危険情報レベル2、レベル3の地域から3月17日(火)以降に帰国したため、自宅待機が指示されたり、本校への登校が制限されたりしたことにより、オリエンテーションに出席できない場合でも、教育的不利益が生じないよう十分な配慮をいたしますので、安心してご連絡ください。連絡先は、入学手続き時に送付した冊子『入学手続きのしおり』の裏表紙をご参照ください。

以 上